

**大和町三世帯同居応援事業補助金について質問です！
こんな時はどうなりますか？**

Q1 この補助金は、引越した後でない申請はできませんか。

A 当該地に引越し住所を移してから申請してください。三世帯同居、引越し、リフォーム引渡しの最も早い事業完了後 1 年以内に申請が可能です。特異な場合はご相談願います。

Q2 リフォーム工事業の引渡し日とはいつをさしますか。

A 工事請負者（ハウスメーカー等）から工事が完了し当該住宅の引渡しを受けた日です。

Q3 当該住宅を、親がリフォーム工事をしましたが、私が補助金の申請者になれるか。

A 大丈夫です。このようなケース（申請者からみて二親等以内の親族）を確認するために申請者と施工者の関係が分かる戸籍の全部事項証明書（謄本）を申請時に添付してもらうことになっています。また、補助申請前の事前相談とリフォーム工事施工前と後の状況が分かる写真や図面も必要となりますので留意願います。

Q4 二親等とは何ですか。また、どこまでの範囲をいいますか。

A 親族関係（直系親族）の遠近を表す単位をいいます。親子は一親等、祖父母・兄弟・孫は二親等となります。おじ・おばは三親等となり補助対象外となります。

Q5 町税等とはどのような税金をいいますか。

A 市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいいます。世帯内で、過去 3 年間町税等の滞納があると補助金の交付を受けることはできません。

Q6 大和町以外の市町村に町税等の滞納があった場合も補助対象外となりますか。

A はい。補助金の交付を受けることができません。

Q7 三世帯家族の同居の継続意志とはどの程度をさしますか。

A 少なくとも 5 年以上当該地に住民登録し、親世帯と子世帯が同居して生活することをいいます。仕事の転勤等やむを得ない事情がある場合は要相談となります。虚偽により補助金の交付を受けた場合は補助金の返還を求める場合がございますのでご注意ください。

Q8 結婚しましたが、まだ子どもがいなく 2 世代の世帯（親世帯・子世帯）ですが、この補助金は該当になりますか？

A 該当しません。親世帯に子世帯が転入（転居）した時点で、子世帯が中学生以下の子どもを扶養していなければ該当になりません。ただし、転入（転居）後 1 年以内にお子様の出産予定日が分かる場合（申請した年度内に出産予定の場合に限る）は、母子手帳の写しを添付し補助金の交付申請をお願いします。その場合、お子様の出生後に実績報告を提出し補助金の交付を受けることができます。

Q9 三世帯同居するためにリフォーム工事をして、施工後 1 年以上経過してから子世帯が町外から転入し、親世帯と三世帯同居しましたが、この補助金は該当になりますか？

A この場合、リフォーム工事分は該当しません。「三世帯同居応援事業補助金の場合」の「転入」の扱いとなりますので、引越し費用のみの申請となります。リフォーム工事分は、物件の引渡しを受けてから 1 年以内が申請期限となります。

Q10 親子三世代で町外から移住（子育て世帯等移住・定住応援事業の補助対象区域に土地と建物を購入）した者ですが、この補助金は該当になりますか？

A 該当になります。「子育て世帯等移住・定住応援事業補助金を併用する場合」の「転入」の区分で建物や土地の購入費用を除いた引越し費用のみを申請してください。ただし、空き家を購入しリフォーム工事をした場合は、リフォーム工事費用についてのみこの補助金の対象となります。

Q11 当該住宅のリフォーム工事をした際に補助を受け 7 年住んだ後に、A さんに譲渡しました。A さんは取得後にリフォーム工事をしたが、この補助金の交付を受けることはできますか。

A この補助金は「1 人 1 回限り」「1 住宅で 1 度限り」の補助制度ですので、基本的に補助対象外となります。ただし、A さんが現在の所有者とは無関係の別世帯の方であれば、補助金の交付を受けることができます。

Q12 大和町内で継続して 2 年以上アパート等を何回か転居し、当該地に転居しましたが、その場合は補助対象になりますか。また、町外でも同様の場合はどうなりますか。

A 当該地を除いた場所で継続して 2 年以上居住していたのであれば補助対象となります。また、町外居住の場合も同様の考え方になります。原則的に住所の異動が伴わない方は補助金の交付を受けることはできません。

Q13 1 年町外・1 年町内と当該地以外の住所地に継続通算して 2 年以上住んでいましたが、この場合は補助対象となりますか。また、補助対象となる場合の補助金額はどのようになりますか。

A この場合、当該地以外に継続通算して 2 年以上居住していたので補助金の対象になります。ただし、1 年の町内の居住期間がありますので、補助の区分は「転居」となります。住所要件は、申請者と同居している世帯全員分の戸籍の附票にて確認しますので申請時に提出願います。ただし、夫婦の通算居住年数が異なる場合は、申請者の居住年数を優先することになります。

例 上記の他、居住要件には様々なケースがございますが下記のとおりとなりますので参考に願います。ご不明な場合はお問い合わせ願います。

住所の異動履歴	補助の区分
町外 1 年 → 町内 1 年 → 当該地	転居
町外 2 年 → 町内 1 年 → 当該地	転居
町外 1 年 → 町内 2 年 → 当該地	転居
町内 2 年 → 町外 1 年 → 当該地	転居 町内地と当該地は別住所
町内 1 年 → 町外 2 年 → 当該地	転入
町外 2 年 → 町内 1 年未満 → 当該地	転入

※補助区分が「転入」になる方は、当該地に転入する前に継続して 2 年以上町外に居住していた場合のみで、それ以外は「転居」となります。

Q14 当該地に以前から住んでいる者ですが、夫がこの度、単身赴任から帰ってきて家をリフォーム工事しましたが対象になりますか。

A 単身赴任や県外に就学していた扶養親族が戻ってきた場合（住所の異動を伴う場合も含む）は、補助金の交付を受けることはできません。

Q15 町外に住んでいる祖父母が、私達と同居するために引っ越してきました。また、三世代同居するにあたり家をリフォーム工事しましたが補助対象になりますか。

A 祖父母を迎え入れるにあたってリフォーム工事をしたのであれば補助金の交付を受けることができます。

Q16 地域行事への参加及び協力意志とはどのようなものですか。

A お住まいになられる地区の区長さんに、年間行事等をきいて積極的な参加及び協力をお願いします。若い力で地域を明るく楽しく盛り上げていきましょう！

Q17 国や県から他の住宅補助を受けている場合はこの補助金を受取れませんか。

A 補助金の交付を受けることができます。

Q18 親子三世代が同居するためにリフォーム工事をした場合、「子育て世帯等移住・定住応援事業補助金」と「三世代同居応援事業補助金」のリフォーム補助は受けることはできますか。

A 「子育て世帯等移住・定住応援事業補助金」と「三世代同居応援事業補助金」のどちらでも補助対象となります。ただし、三世代同居応援事業補助金の種別は、「子育て世帯等移住・定住応援事業補助金を併用する場合」となります。

Q19 家具・備品等の購入及び設置のみに要する費用は補助対象外になるとありますが、具体的にどのようなものですか。

A 家具・備品等とは、タンス・カーテン・テーブル・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン等をいいます。特にエアコン及び給湯設備については、購入して取り付けるだけでは対象外となりますので注意願います。

Q20 やむを得ない場合とはどのような場合ですか。

A 死亡又は会社の転勤や県外への就学等によるものです。自己都合によるものは除かれますのでご注意願います。

Q21 引越しの際に、親戚や友人に手伝いをいただいたものに対する、謝礼・食費・ガソリン代等は補助金の事業費に該当しますか？

A 公に証明できるものがないため該当になりません。基本的に引越し費用は、引越し業者（運送業者）と契約し支払をした費用となります。

Q22 この補助金の手続き時に添付する資料は、大和町子育て世帯等移住・定住応援事業補助金交付手続きと重複するものがありますが、それぞれ必要ですか。

A 大和町子育て世帯等移住・定住応援事業補助金の手続き時に添付した分の資料は、コピーをとっていただき、三世代同居応援事業補助金の手続き時に添付してください。

Q23 既に三世代で同居していますが、リフォームを実施した場合対象になりますか。

A 該当になりません。三世代同居応援事業補助金は、住所の移動を伴う新たな三世代以上の同居がなされた場合が対象となります。

Q24 三世代同居とは、どのような場合ですか。

A 親世帯と子世帯が、同一の住宅に居住又は同一の敷地内若しくは隣接地の住宅に居住する場合としており、居住する住宅は所有していることが必要です。